参考資料

1 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（平成26年10月策定時）

習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー対策に関して、習志野市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という）を策定するために「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）重点整備地区の位置及び区域に関すること。

（2）生活関連経路及び生活関連施設の選定に関すること。

（3）ソフト施策に位置付けるべき事項及びその体系化に関すること。

（4）特定事業に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、30 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）公共交通機関等の代表

（3）福祉関係団体等の代表

（4）商業関係団体の代表

（5）関係行政機関の職員

（6）市の職員

（会長等）

第 4 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

（会議）
第６条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。
２ 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３ 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（会議の事務）
第７条 協議会の事務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（補則）
第８条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
（施行期日）
１ この要綱は、平成 25 年７月 16 日から施行する。
（協議会召集の特例措置）
２ 第６条の規定にかかわらず第１回会議は市長が召集する。

2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿（平成26年10月策定時）

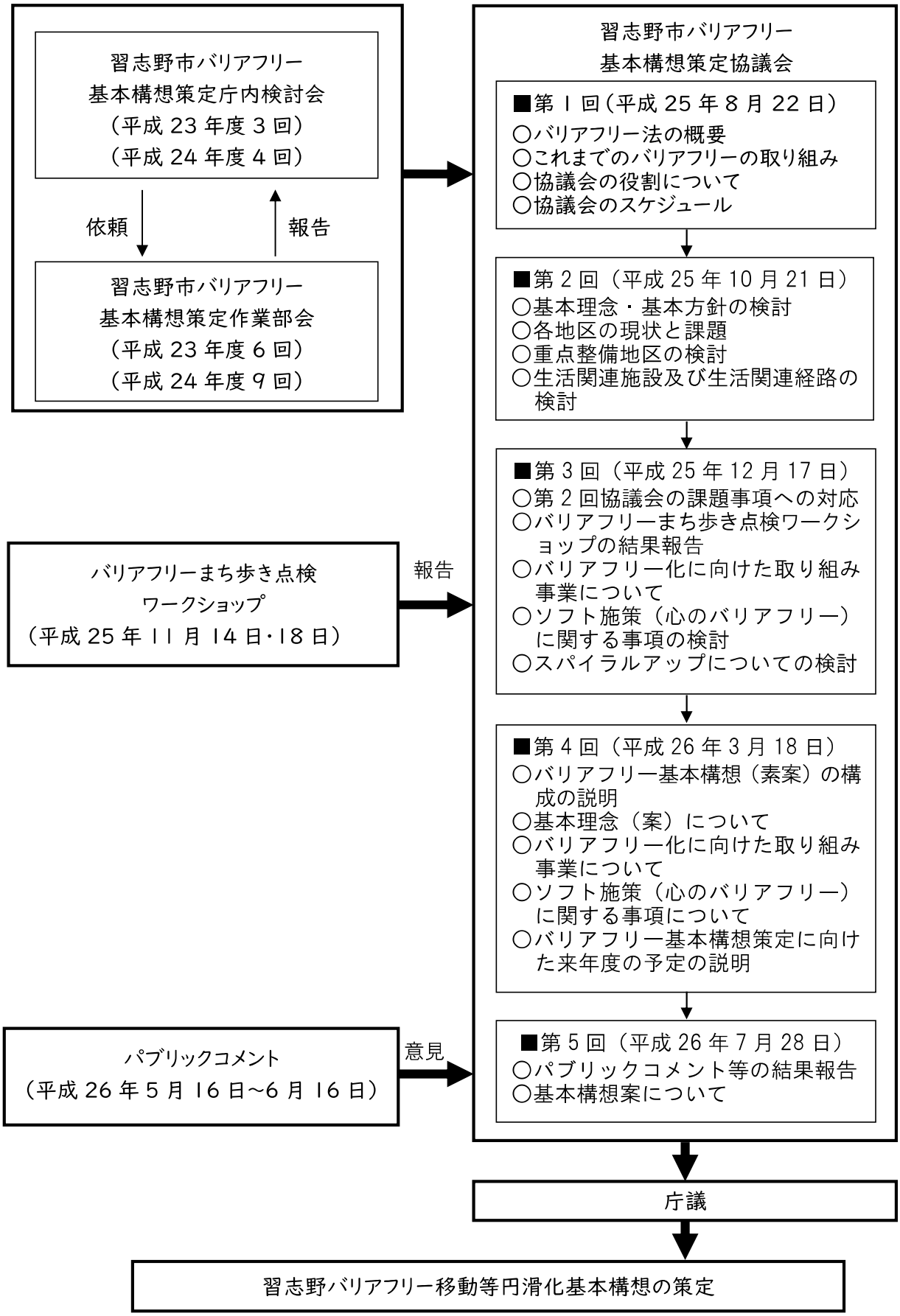
	所属	所属機関等	氏名
1	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科	藤井 敬宏
2		渡邉法律事務所	渡邉 惇
3	公共交通機関等の代表	東日本旅客株式会社 千葉支社	三澤 恒二郎
			小林 千佳
4		京成電鉄株式会社 鉄道本部	三井 和雄
5		新京成電鉄株式会社 鉄道事業本部	岡田 育穂
			中馬 寿元
6		京成バス株式会社	会沢 努
7		船橋新京成バス株式会社 （旧 習志野新京成バス株式会社）	小林 匠
8		ちばレインボーバス株式会社	瀬戸 雅一
9		習志野タクシー株式会社	原 圭介
10	福祉関係団体等の代表	習志野肢体不自由児・者父母の会 あじさいの会	小野寺 明美
11		習志野市視覚障がい者福祉協会	澤瀬 哲雄
12		習志野市聴覚障害者協会	佐々木 めぐみ
13		習志野市自閉症協会	早川 早苗
14		習志野市あじさいクラブ連合会	越智 桂
15		習志野市母子保健推進員の会	金子 知子
16		社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会	佐伯 未季
17	商業関係団体の代表	株式会社 イトーヨーカ堂津田沼店	佐渡 俊之
18		習志野市商店会連合会	杉林 昇
19	関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	泰間 隆
20		国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	竹内 辰典
21		千葉県 千葉土木事務所	大野 敏夫
			角田 秀樹
22		千葉県警察本部	太田良 照寿
23		習志野警察署 交通課	鈴木 正之
			市村 惣一郎
24		船橋市 建設局 都市計画部	石毛 隆
25	市の職員	企画政策部	諏訪 晴信
26		財政部 資産管理室	吉川 清志
27		保健福祉部	真殿 弘一
28		都市整備部	福島 泉

（敬称略）

3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名（平成26年10月策定時）

(1) 企画政策課	(14) 介護保険課
(2) 広報すぐきく課	(15) 都市調整課
(3) 人事課	(16) 都市計画課
(4) 契約検査課	(17) 市街地整備課
(5) 財政課	(18) 建築指導課
(6) 資産管理課	(19) 道路交通課
(7) 施設再生課	(20) こども政策課
(8) 公園緑地課	(21) 教育委員会 教育総務課
(9) 商工振興課	(22) 教育委員会 指導課
(10) 協働まちづくり課	(23) 教育委員会 社会教育課
(11) 保健福祉調整課	(24) 教育委員会 生涯スポーツ課
(12) 高齢者支援課	(25) 消防本部 総務課
(13) 障がい福祉課	(26) 企業局 総務課

4 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定手順（平成26年10月策定時）



5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果（平成26年10月策定時）

(1) バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要は以下のとおりです。

表 バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

<table>
<tr><td>開催日時</td><td>平成 25（2013）年
11 月 14 日（木）
13:00～16:30</td><td>平成 25（2013）年
11 月 18 日（月）
13:00～17:00</td></tr>
<tr><td>点検場所</td><td>JR 新習志野駅周辺地区</td><td>JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区
京成津田沼駅周辺地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参加者</td><td>29 名</td><td>24 名</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験者、障がいのある方、高齢の方、市の職員、学生等</td></tr>
<tr><td>開催内容</td><td colspan="2">まち歩き点検、グループワーク、グループ発表・まとめ
  
  </td></tr>
</table>

なお、バリアフリーまち歩き点検ワークショップに際し、次の団体から参加のご協力を頂きました。

○日本大学理工学部
○習志野市視覚障がい者福祉協会
○習志野肢体不自由児・者父母の会あじさいの会
○習志野市聴覚障害者協会
○習志野市あじさいクラブ連合会
○習志野市母子保健推進員の会
○社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

(2) JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区の主な課題

［JR津田沼駅北口・新京成新津田沼駅南口］

〇路上駐輪が多いものの視覚障害者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板などの課題もある。

〇案内標識やエレベーターなど整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。

〇一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。　　等







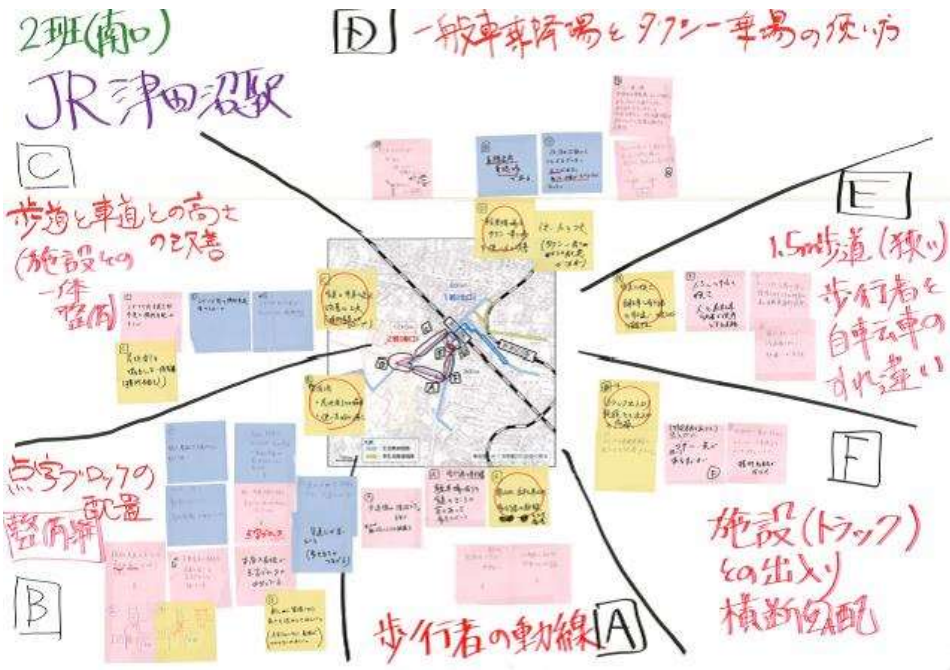
［JR津田沼駅南口］

〇施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。

〇歩行者の動線に配慮した整備（視覚障害者誘導用ブロックなど）が必要。

〇整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要。

等







(3) 京成津田沼駅周辺地区の主な課題

［南口］

〇歩道のバリアフリー化や音響式信号の整備が進められており、歩きやすい。

〇沿道施設との段差の改善などが必要であり、新市庁舎建設にあわせて、今後も一体的なバリアフリー整備を進めるべき。

等



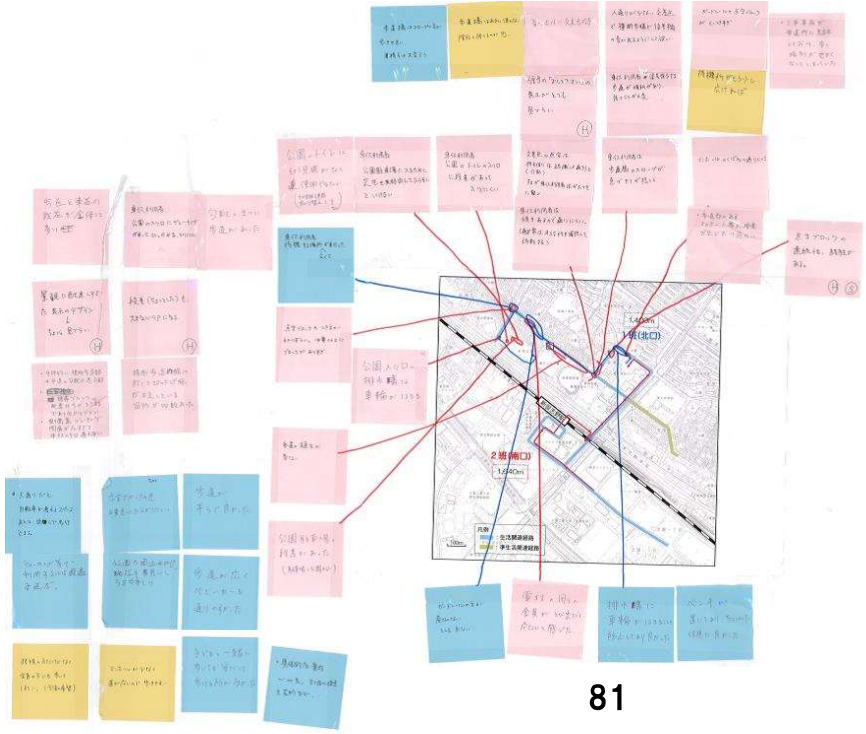


(4) JR新習志野駅周辺地区の主な課題

［北口］

〇歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー整備が必要。

〇側溝のふた（グレーチング）の網目の幅が大きいところがある。　　等







［南口］

〇歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要がある。

〇広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。

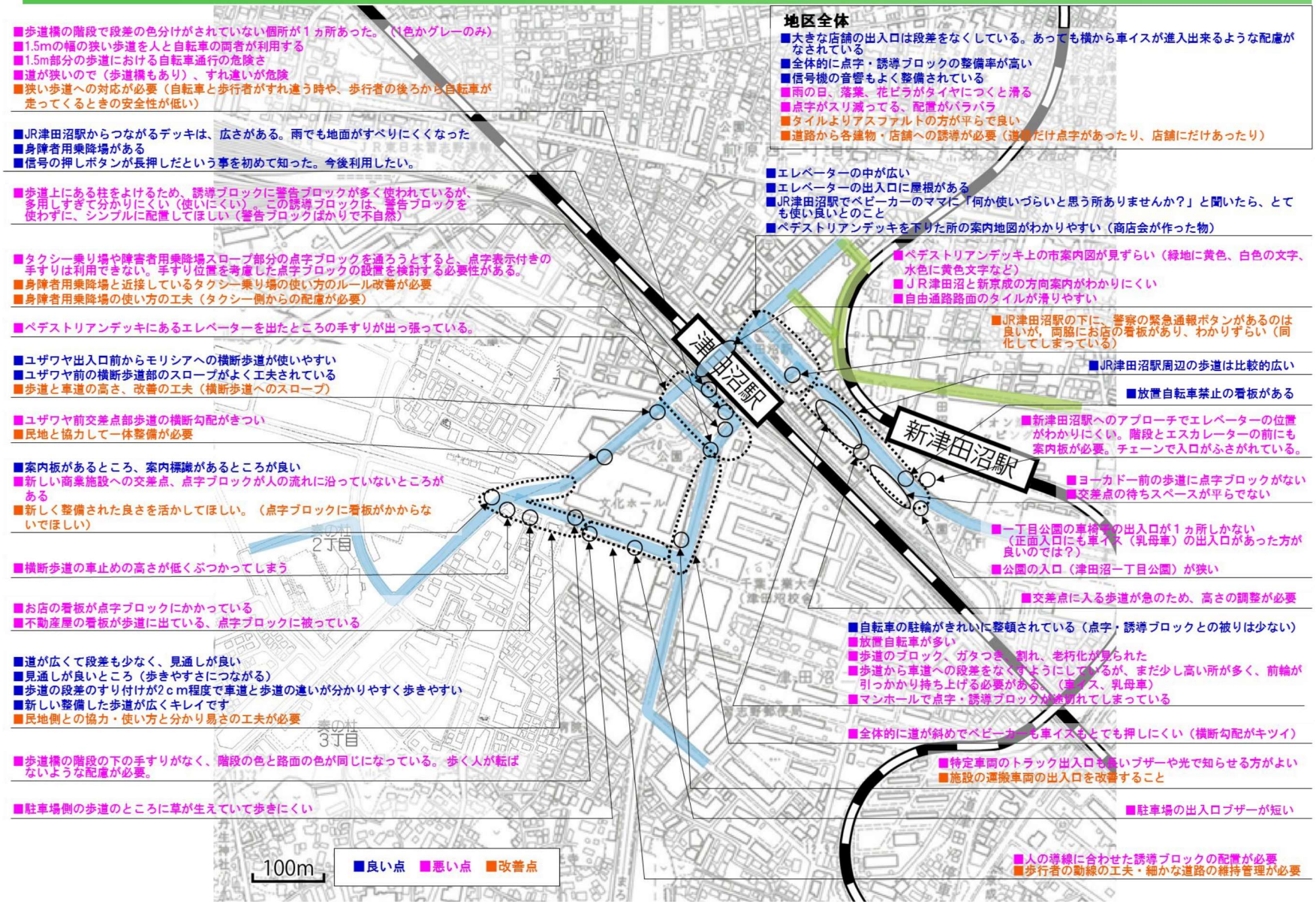
〇歩行の妨げにならないよう、植樹・落ち葉等の管理をする必要がある。　等



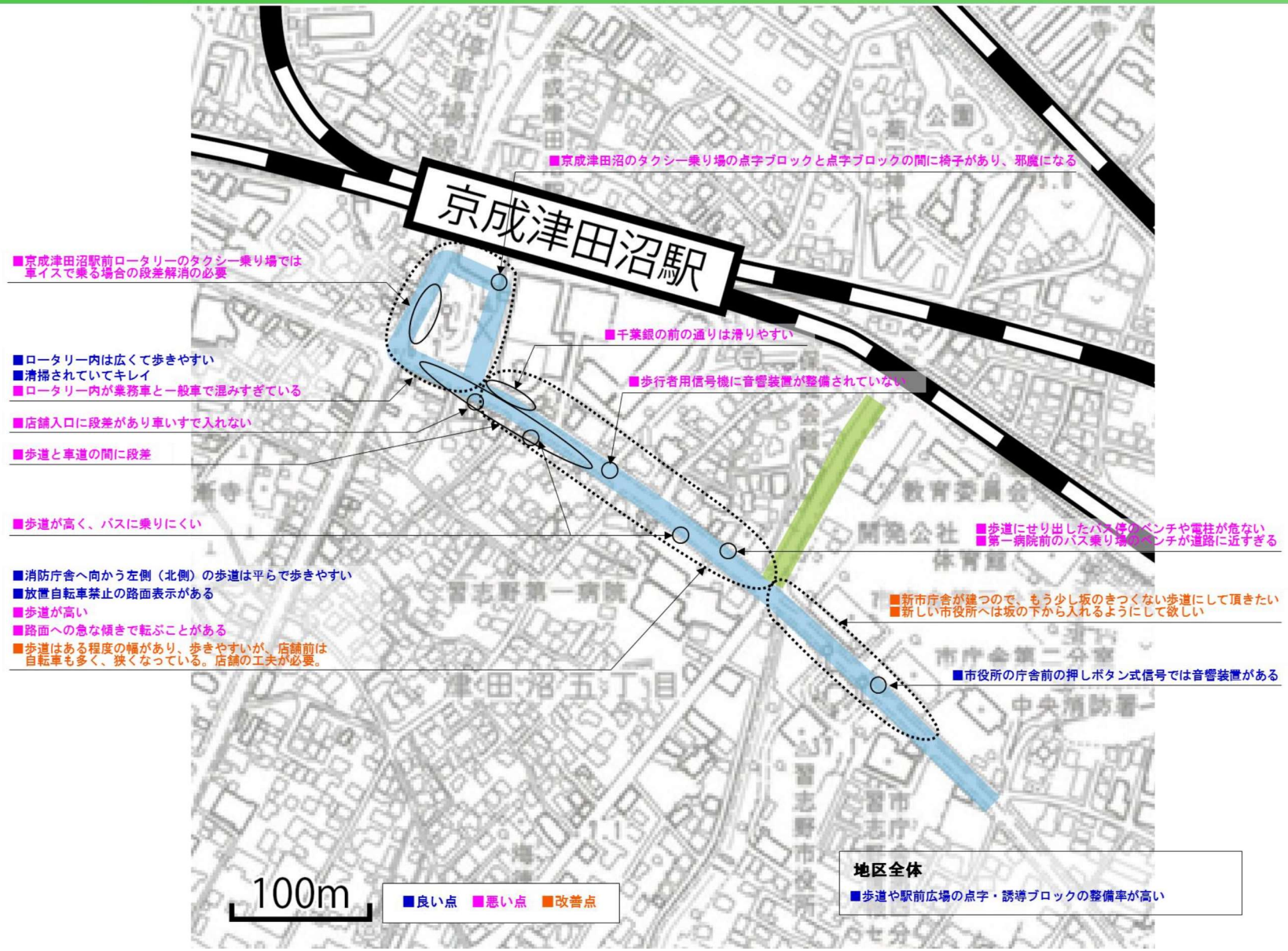




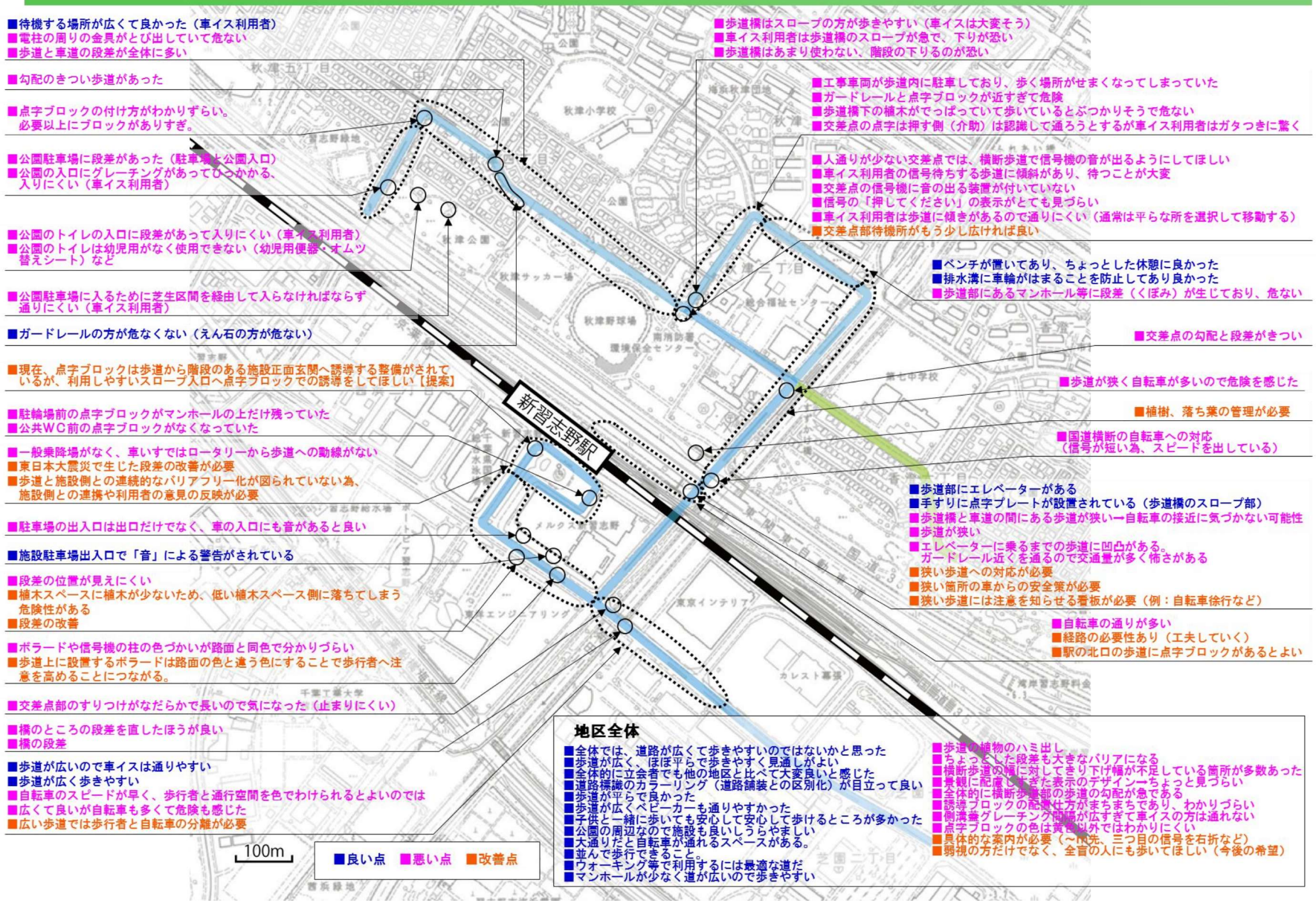
■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区）



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（京成津田沼駅周辺地区）



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR新習志野駅周辺地区）



■待機する場所が広くて良かった（車イス利用者）
■電柱の周りの金具がとび出していて危ない
■歩道と車道の段差が全体に多い

■勾配のきつい歩道があった

■点字ブロックの付け方がわかりずらい。
必要以上にブロックがありすぎ。

■公園駐車場に段差があった（駐車場と公園入口）
■公園の入口にグレーチングがあってひっかかる、
入りにくい（車イス利用者）

■公園のトイレの入口に段差があって入りにくい（車イス利用者）
■公園のトイレは幼児用がなく使用できない（幼児用便器・オムツ替えシート）など

■公園駐車場に入るために芝生区間を経由して入らなければならず通りにくい（車イス利用者）

■ガードレールの方が危なくない（えん石の方が危ない）

■現在、点字ブロックは歩道から階段のある施設正面玄関へ誘導する整備がされているが、利用しやすいスロープ入口へ点字ブロックでの誘導をしてほしい【提案】

■駐輪場前の点字ブロックがマンホールの上だけ残っていた
■公共WC前の点字ブロックがなくなっていた

■一般乗降場がなく、車いすではロータリーから歩道への動線がない
■東日本大震災で生じた段差の改善が必要
■歩道と施設側との連続的なバリアフリー化が図られていない為、施設側との連携や利用者の意見の反映が必要

■駐車場の出入口は出口だけでなく、車の入口にも音があると良い

■施設駐車場出入口で「音」による警告がされている

■段差の位置が見えにくい
■植木スペースに植木が少ないため、低い植木スペース側に落ちてしまう危険性がある
■段差の改善

■ボラードや信号機の柱の色づかいが路面と同色で分かりづらい
■歩道上に設置するボラードは路面の色と違う色にすることで歩行者へ注意を高めることにつながる。

■交差点部のすりつけがなだらかで長いので気になった（止まりにくい）

■橋のところの段差を直したほうが良い
■橋の段差

■歩道が広いので車イスは通りやすい
■歩道が広く歩きやすい
■自転車のスピードが早く、歩行者と通行空間を色でわけられるとよいのでは
■広くて良いが自転車も多くて危険も感じた
■広い歩道では歩行者と自転車の分離が必要

■歩道橋はスロープの方が歩きやすい（車イスは大変そう）
■車イス利用者は歩道橋のスロープが急で、下りが恐い
■歩道橋はあまり使わない、階段の下りるのが恐い

■工事車両が歩道内に駐車しており、歩く場所がせまくなってしまっていた
■ガードレールと点字ブロックが近すぎて危険
■歩道橋下の植木がでっぱっていて歩いているとぶつかりそうで危ない
■交差点の点字は押す側（介助）は認識して通ろうとするが車イス利用者はガタつきに驚く

■人通りが少ない交差点では、横断歩道で信号機の音が出るようにしてほしい
■車イス利用者の信号待ちする歩道に傾斜があり、待つことが大変
■交差点の信号機に音の出る装置が付いていない
■信号の「押してください」の表示がとても見づらい
■車イス利用者は歩道に傾きがあるので通りにくい（通常は平らな所を選択して移動する）
■交差点部待機所がもう少し広ければ良い

■ベンチが置いてあり、ちょっとした休憩に良かった
■排水溝に車輪がはまることを防止してあり良かった
■歩道部にあるマンホール等に段差（くぼみ）が生じており、危ない

■交差点の勾配と段差がきつい

■歩道が狭く自転車が多いので危険を感じた

■植樹、落ち葉の管理が必要

■国道横断の自転車への対応
（信号が短い為、スピードを出している）

■歩道部にエレベーターがある
■手すりに点字プレートが設置されている（歩道橋のスロープ部）
■歩道橋と車道の間にある歩道が狭い→自転車の接近に気づかない可能性
■歩道が狭い
■エレベーターに乗るまでの歩道に凹凸がある。
ガードレール近くを通るので交通量が多く怖さがある
■狭い歩道への対応が必要
■狭い箇所の車からの安全策が必要
■狭い歩道には注意を知らせる看板が必要（例：自転車徐行など）

■自転車の通りが多い
■経路の必要性あり（工夫していく）
■駅の北口の歩道に点字ブロックがあるとよい

地区全体

■全体では、道路が広くて歩きやすいのではないかと思った
■歩道が広く、ほぼ平らで歩きやすく見通しがよい
■全体的に立会者でも他の地区と比べて大変良いと感じた
■道路標識のカラーリング（道路舗装との区別化）が目立って良い
■歩道が平らで良かった
■歩道が広くベビーカーも通りやすかった
■子供と一緒に歩いても安心して安心して歩けるところが多かった
■公園の周辺なので施設も良いしうらやましい
■大通りだと自転車が通れるスペースがある。
■並んで歩行できること。
■ウォーキング等で利用するには最適な道だ
■マンホールが少なく道が広いので歩きやすい

■歩道の植物のハミ出し
■ちょっとした段差も大きなバリアになる
■横断歩道の幅に対してきり下げ幅が不足している箇所が多数あった
■景観に配慮しすぎた表示のデザイン→ちょっと見づらい
■全体的に横断歩道部の歩道の勾配が急である
■誘導ブロックの配置仕方がまちまちであり、わかりづらい
■側溝蓋グレーチング間隔が広すぎて車イスの方は通れない
■点字ブロックの色は黄色以外ではわかりにくい
■具体的な案内が必要（～m先、三つ目の信号を右折など）
■弱視の方だけでなく、全盲の人にも歩いてほしい（今後の希望）

6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要（平成17年3月策定）

6-1 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要

(1) 基本構想

最終目標である全ての人が等しく生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション※20」の理念に基づき、高齢者、身体障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるバリアフリー社会構築における交通環境の整備を目指します。

(2) 基本方針

①基本理念及び国の基本方針に基づき、駅を中心とした一定の区域を定め、市、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が連携しバリアフリー化を推進します。

②市、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の事業者及び高齢者・身体障がいのある人等の市民との協働により策定します。

③心のバリアフリーを推進します。

④継続的なバリアフリー社会構築のための方向性を示します。

(3) 重点整備地区

①重点整備地区に含まれる駅の 1 日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること。

②駅を中心として概ね 500～1,000mの徒歩圏内に、相当数の高齢者、身体障がいのある人等が利用する官公庁施設、福祉施設、医療施設、商業施設等を含むこと。

③都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切と認められること。

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区
京成津田沼駅周辺地区

(4) 重点整備地区における特定事業

①道路特定事業

〇習志野市、船橋市、千葉県が行う歩道等のバリアフリー化

〇特定経路のバリアフリー化

〇準特定経路のバリアフリー化

②公共交通特定事業

〇鉄道事業者が行う駅や鉄道車両のバリアフリー化

〇バス事業者が行うバス停やバス車両のバリアフリー化

③交通安全特定事業

〇公安委員会（警察）が行う信号機等のバリアフリー化

※20：ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

6-2 特定事業計画の実施状況

(1)JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

①道路特定事業

特定経路における道路特定事業については、若干の未整備箇所があります。未着手や事業継続中の主な理由は、道路構造的に改良が困難、地権者との合意が図れていない等があります。

表 特定経路における道路特定事業の実施状況

	事業内容		実施状況等
千葉県(県道) ・ 船橋市(船橋市道) ・ 習志野市(習志野市道)	有効幅員の確保	拡　幅	140m
	勾配の改善及び平坦性の確保	改良(全面)	3 箇所
		改良(部分)	45 箇所
		スムース横断歩道	2 箇所
	舗装の改善	デッキの改善	2,377 ㎡
	立体横断施設	エレベータ新設	4 基
	視覚障害者誘導用ブロック		1,671m
	身体障害者用乗降場(新設)		2 箇所
	タクシー乗降場(改良)		2 箇所
	案内板設置	大拠点	0 箇所
		中拠点	0 箇所
		小拠点	0 箇所

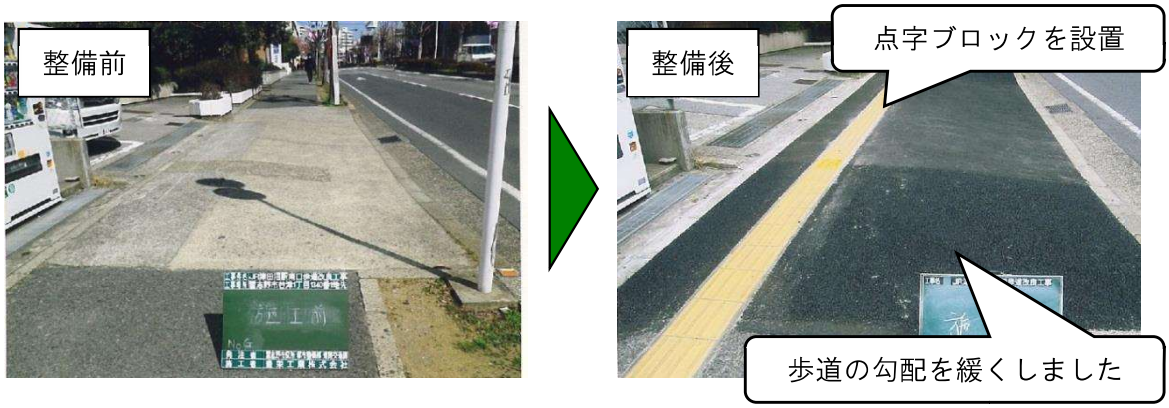




図 道路特定事業の主な整備状況

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区（道路特定事業）

【道路特定事業】

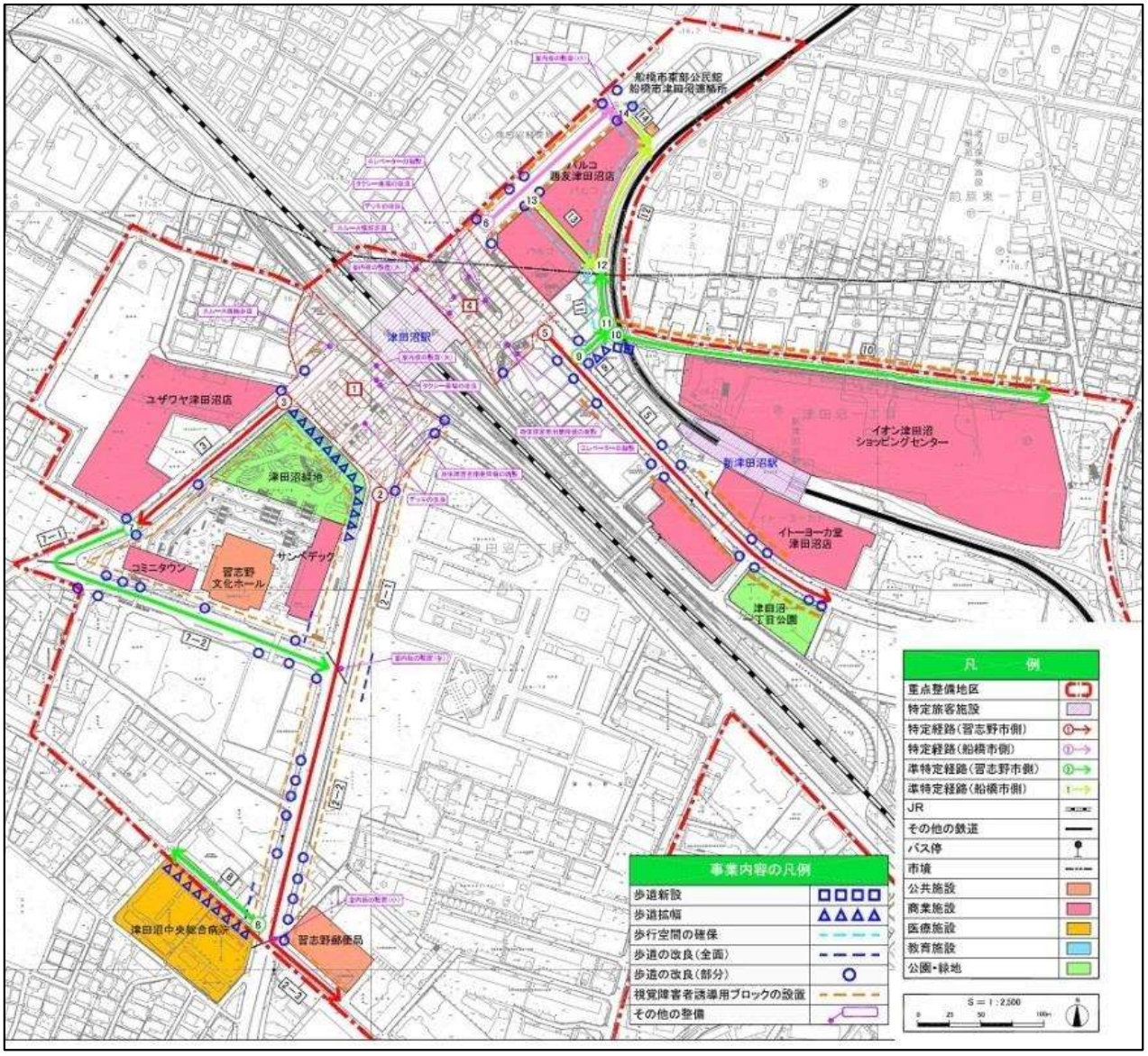


図 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区の特定経路における道路特定事業

②公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。

また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア.鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況（鉄道）

事業者	事業内容	実施状況等
JR東日本㈱ （JR津田沼駅）	音による視覚障がい者用誘導設備の整備	トイレ入口 ホーム階段 改札口 エスカレーター
	階段の段鼻部の段差識別の明示	ホーム階段
	設備の不備・破損について随時改修	実 施
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続
新京成電鉄㈱ （新京成新津田沼駅）	エレベーターの整備	２ 基
	多機能トイレの整備	１ 箇所
	車両のバリアフリー化の推進	継 続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続

【駅舎】

各鉄道事業者によって「垂直移動支援施設（エレベーター）の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【鉄道車両】

各鉄道事業者によって国が定めた整備基準に基づき鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

〇車いすスペースのある列車の整備

〇車いす対応型トイレのある列車の整備

〇車内文字案内表のある列車の整備 等

【社員教育】

各鉄道事業者によってサービス介助士資格取得研修等の教育が実施され、現在も継続して実施しています。

イ.バス

表 公共交通特定事業の実施状況（バス）

事業者	事業内容	実施状況等
京成バス㈱	低床バス車両の導入	実 施
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	継 続
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続
ちばレインボーバス㈱	低床バス車両の導入	継 続
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	整備済
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続

【バス停】

各バス事業者によって時刻表の文字を大きくする・時刻表のカラー化等、わかりやすい表示へ見直しが実施されました。

【バス車両】

各バス事業者によって低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各バス事業者によって研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています。

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。

また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	実施状況等
千葉県公安委員会	視覚障害者用付加装置等の整備	8 箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	継 続



図 視覚障害者用付加装置

(2) 京成津田沼駅周辺地区

①道路特定事業

計画された特定経路におけるバリアフリー整備はほぼ完了しています。

表 道路特定事業の実施状況

	事業内容		実施状況等
千葉県 (県道) ・ 習志野市 (習志野市道)	勾配の改善及び 平坦性の確保	改良(全面)	1 箇所
		改良(部分)	24 箇所
	視覚障害者誘導用ブロック		372m
	案内板設置(中拠点)		0箇所

京成津田沼駅周辺地区（道路特定事業）

【道路特定事業】

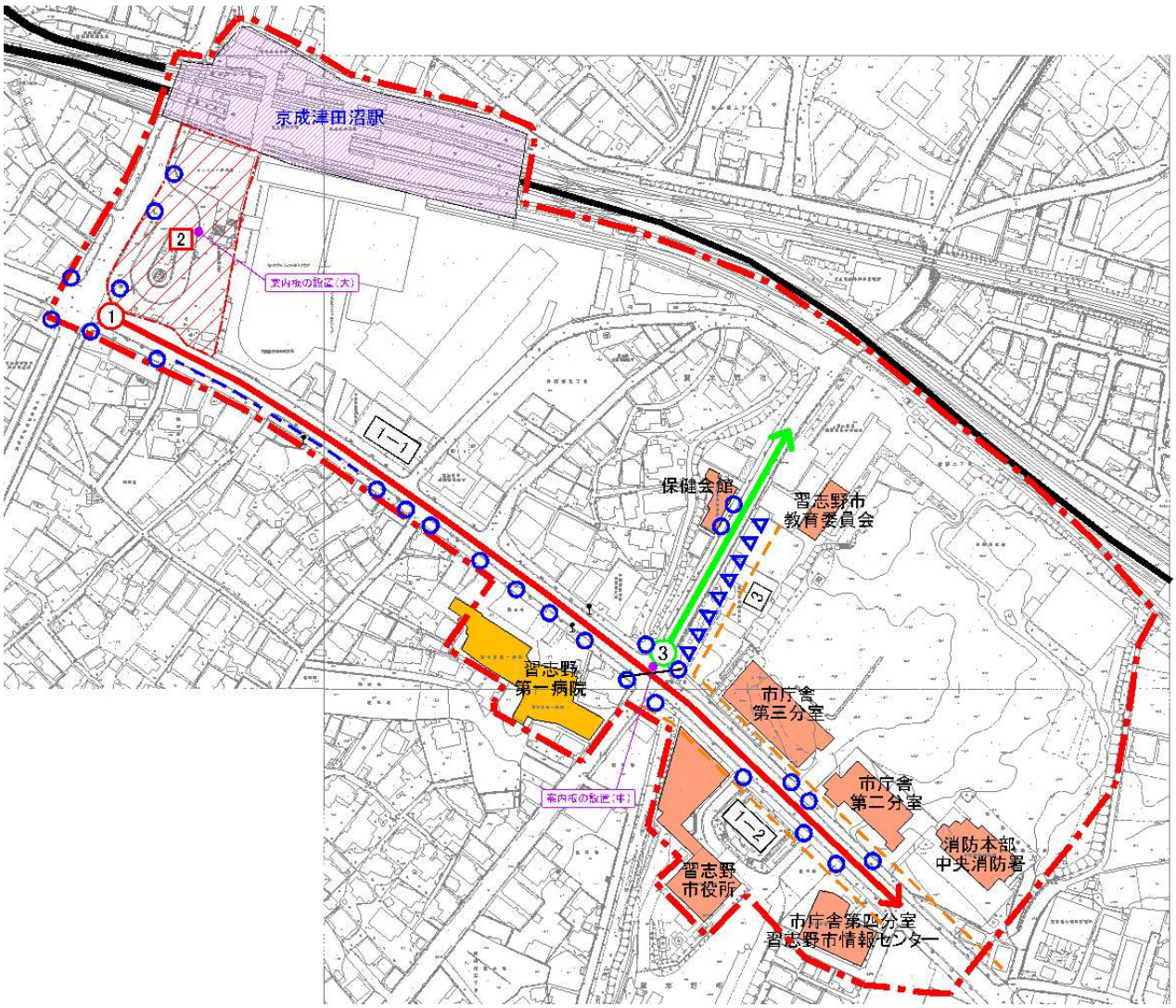


図 京成津田沼駅周辺地区特定経路における道路特定事業

②公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア.鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況（鉄道）

事業者	事業内容	実施状況等
京成電鉄㈱（京成津田沼駅）	エレベーターの整備（1.2 番線ホーム～改札階）	1 基
	エレベーターの整備（3.4 番線ホーム～改札階）	1 基
	エレベーターの整備（改札階～駅北口地上階）	1 基
	多機能トイレ設置（改札内コンコース）	1 箇所
	誘導・警告ブロック設置	整備済
	点字案内板設置	1 箇所
	車両のバリアフリー化の推進	継 続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続
新京成電鉄㈱（京成津田沼駅）	エレベーターの整備	1 基
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	整備済
	車両のバリアフリー化の推進	継 続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続

【駅舎】

各鉄道事業者によって「垂直移動支援施設（エレベーター）の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【鉄道車両】

各鉄道事業者によって、国が定めた整備基準に基づき、鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

【社員教育】

各鉄道事業者によって研修等の教育が実施され、鉄道事業者ではサービス介助士資格取得研修を実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています。





図 公共交通特定事業の主な整備状況

イ.バス

表 公共交通特定事業の実施状況（バス）

事業者	事業内容	実施状況等
京成バス㈱	低床バス車両の導入	継 続
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	整備済
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継 続

【バス停】

各バス事業者によって時刻表の文字を大きくする等、わかりやすい表示へ見直しを実施しました。

【低床バスの整備状況】

各バス事業者によって低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各バス事業者によって研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています



図 低床バスの導入

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	実施状況等
千葉県公安委員会	視覚障害者用付加装置等の整備	3 箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	実施

7 バリアフリー移動等円滑化基本構想に関連した用語

	用語	用語の説明
い	移動等円滑化	高齢者、障がいのある人等の、日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
え	エスコートゾーン	視覚障害者用道路横断帯とも呼ばれ、視覚障がいのある人に横断方向を誘導するために、横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。視覚障害者誘導用ブロックは歩道部に設置されており横断歩道には設置されていない。そのため横断歩道部では視覚障がいのある人は正しい横断方向から外れて進む恐れがあり、音響式信号機やエスコートゾーンの設置により円滑な移動を助けることができる。
お	横断勾配	横断勾配とは歩道を歩く際の横方向（左右）につけられた勾配のこと。歩道面には雨水の排水等を考慮して 2%を標準とした横断勾配がつけられている。横断勾配が大きくなると車いす利用者等の円滑な移動のバリアとなるため、透水性舗装等により排水が図れる場合には、横断勾配を 1%以下とすることとされている。
く	車いす使用者用 駐車施設 （障害者等用駐車場）	車いす使用者や妊産婦など乗降の際に幅の広いスペースを必要とする方、病気やけがなどで歩行が困難な方が利用できるように設けられた駐車ます（スペース）のこと。 幅が 3.5m以上で、建物の出入口に近い場所に、障がいのある人等用であることが見やすく表示されている等、障がいのある人等が円滑に利用できるような配慮がされている。
こ	交通バリアフリー法	高齢者や障がいのある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成 12（2000）年 5 月に公布し、同年 11 月 15 日に施行された法律で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18（2006）年 12 月 20 日にバリアフリー法が施行され、ハートビル法と統合された。
	心のバリアフリー	建物や道路等における「物理的な障壁（バリア）」のほかに、人の考えや気持ち等の「心の障壁（バリア）：高齢者、障がいのある人等への無理解、偏見、差別等」がある。「心のバリアフリー」とは、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させたりする心遣いや気配り等のように、心のバリアを取り除き、高齢者・障がいのある人等の社会参加に積極的に協力することをいう。
し	視覚障害者誘導用 ブロック （点字ブロック）	視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。「点字ブロック」とも言われる。 主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる「線状ブロック」（平行する線状の突起を表面につけたブロック）と、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる「点状ブロック」（点状の突起を表面につけたブロック）がある。
	重点整備地区	旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がいのある人等が生活上利用する施設が所在する一定の地区で、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。

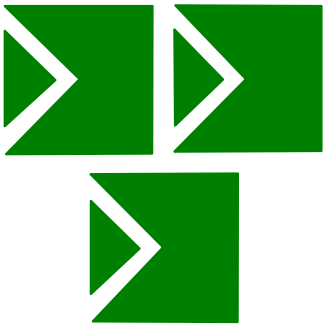
	用語	用語の説明
す	スパイラルアップ	具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者や障がいのある人等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
	生活関連施設	高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等。
た	多機能トイレ （多目的トイレ）	車いす利用者に対応した構造の便房というだけでなく、乳児用おむつ交換シートやベビーチェア、オストメイト用流し台等を設置することにより、身体障がいのある人だけでなく、誰もが使えるように配慮したトイレのこと。
て	低床バス	車いすや足の不自由な人、高齢者等が容易にバスの乗降ができるよう配慮し、床の高さを従来のバスよりも低くしたバスのこと。低床バスには「ワンステップバス」と「ノンステップバス」の 2 種類がある。 いずれも車いす利用者が利用するにはスロープ板等が必要だが、ノンステップバスの方がスロープ板の傾斜角が小さくなるため、より利用しやすいバスといえる。 ■ワンステップバス：床を低くして乗降口の階段を 1 段にし、床の高さを地上から 55～60cm 程度のバス。 ■ノンステップバス：乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から 30～35cm 程度のバス
と	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地、又は都市計画区域内において設置する公園若しくは緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。（国立公園や国定公園等は含まない）
	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根つき広場、休憩場、駐車場、便所、水のみ場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。
	特定建築物	学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、共同住宅、老人ホーム等、多数の人が利用する建築物および建築物の付属施設。
	特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設等における移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。
	特定旅客施設	1 日あたりの利用客数が 5,000 人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がいのある人等の利用が、1 日あたりの利用客数 5,000 人以上の旅客施設を利用する高齢者・障がいのある人の人数と同程度以上である旅客施設。

	用語	用語の説明
と	特定路外駐車場	道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が500 ㎡以上であり誰でも利用可能な有料のもの。
	特別特定建築物	不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人等が利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人等が利用する老人ホーム等。 なお、床面積2,000 ㎡以上のものを建築する際には、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じる。
の	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。
は	バリアフリー	高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。 物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
	ハートビル法	高齢者や障がいのある人等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、 だれもが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。 平成 18（2006）年 12 月 20 日にバリアフリー法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。
	バリアフリー法	平成 18（2006）年 12 月 20 日に施行され、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。
ひ	ヒアリングループ (補聴器誘導システム)	補聴器使用者の「聞こえ」を支援するために、補聴器を補助する設備のこと。 補聴器に直接音声を送り込むことができるため、補聴器に雑音が入りやすいホール、会議室など広い場所であってもマイクの声が雑音なく聞きとることができる。
ま	まち歩き点検	高齢者や障がいのある人等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。なお、月極駐車場は路外駐車場に該当しない。
わ	ワークショップ	何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換等により相互理解を図り、問題解決や創意工夫等を考えること。例えば、「まち歩き」のあとに、問題点や課題を洗い出すことや、その解決に向けた意見について議論すること。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想

発行年月 ： 令和8年3月
発　　行 ： 習志野市
編　　集 ： 都市環境部 都市計画課
所 在 地 ： 〒275-8601 習志野市鷺沼２丁目１番１号
電　　話 ： 047-451-1151（代表）

この計画書は、習志野市ホームページからダウンロードすることもできます。
（http://www.city.narashino.lg.jp/）



習志野市